

原議保存期間	10年(令和13年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 運 発 第 1 2 0 号
令 和 2 年 7 月 1 4 日
警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長

外国等の運転免許による運転免許試験の一部免除手続に関する運用上の留意事項について（通達）

令和二年七月豪雨による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。）及び令和2年国家公安委員会告示第26号により、国家公安委員会所管の法令について、令和二年七月豪雨の被害者（以下単に「被害者」という。）の行政上の権利利益に係る満了日を延長する措置を講ずることを踏まえ、「外国免許関係事務取扱い要領」の改正について（令和2年6月22日警察庁丙運発第12号）の別添「外国免許関係事務取扱い要領」（以下単に「要領」という。）に定める外国等の運転免許による運転免許試験の一部免除手続を下記のとおり運用することとするので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 知識確認の基準を満たしている被害者の扱い

要領第1章第1・2(3)ウにおいて、自動車の運転に必要な知識に関する質問（以下単に「知識確認」という。）の基準を満たしたが、自動車等の運転に関する実技（以下「技能確認」という。）の基準を満たさなかったことにより、運転免許試験の一部免除を行わなかった者が、再度運転免許の申請をする場合は、前回の申請に係る知識確認を行った日から6月間は、自動車等の運転に関する経歴に関する質問（以下「経歴確認」という。）を行った後、知識確認を行わずに技能確認をさせることができるものと規定しているところ、被害者に関して、知識確認を行った日から起算して6月となる日が令和2年7月3日から令和2年12月27日までの間に到来する場合には、当該日を令和2年12月28日まで延長すること。

2 知識確認及び技能確認の基準を満たしているにもかかわらず、運転免許の拒否処分に該当するために日本免許が取得できていない被害者の扱い

要領第1章第1・2(3)ウにおいて、知識確認及び技能確認の基準を満たした者が、運転免許の拒否処分に該当する者であることが判明し、拒否処分を受けた場合において、当該基準を満たした日から6月を経過するまでに道路交通法第90条第9項、第10項及び令第33条の4の規定による免許を受けることができない期間が終了し、再度運転免許試験の一部免除による運転免許の申請をしたときは、経歴確認及び知識確認並びに技能確認を免除することができるものと規定しているところ、被害者に関して、当該基準を満たした日から起算して6月となる日が令和2年7月3日から令和2年12月27日までの間に到来する場合には、当該日を令和2年12月28日まで延長すること。